

委託費の弾力運用に係る自主点検表

法 人 名		
施 設 名		
施設所在地		
記 入 者 職名・氏名		
連 絡 先	電話	E メール
記入年月日	年 月 日	

記入要領

1 記入方法

- (1)「点検項目」について、「点検結果」の該当する回答を○で囲んでください。また、「記入欄及び点検のポイント」は、記載内容を確認し、必要事項を記入してください。
(2)記載する金額等については、前期の決算内容を記入してください。

2 根拠規定の名称

文中の略称	名 称
254通知	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について[平成27年9月3日(府子本第254号,雇児発0903第6号)]
255通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて[平成27年9月3日(府子本第255号,雇児保発0903第1号)]
256通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について[平成27年9月3日(府子本第256号,雇児保発0903第2号)]

目次

1 委託費の弾力運用 [254通知1] ······	2
ア 委託費の使途範囲 ······	2
イ 弾力運用(第一段階) ······	2
ウ 弾力運用(第二段階) ······	3
エ 弾力運用(第三段階) ······	4
2 前期末支払資金残高の取扱い [254通知3] ······	6
3 委託費の管理・運用 [254通知4] ······	7
4 委託費の使途範囲・弾力運用を超える支出等 [254通知5] ······	8

委託費の弾力運用【前会計年度分】

点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠規定
1 委託費の弾力運用【254 通知 1】			
ア 委託費の使途範囲		○委託費の使途範囲は、保育所の運営に必要な「人件費、管理費、事業費」に限定されています。 ○それ以外は、委託費の弾力運用で認められる場合にのみ支出できます。	○254 通知 1(1)
イ 弾力運用 (第一段階)	いる・いない		
(1)委託費の使途範囲を超えた支出を行っているか。	いる・いない		○254 通知 1(2)
(2)当該保育所経費に充てるための積立	いる・いない	○次の資産を積み立てた場合は、弾力運用に該当します（□にチェックしてください）。 □ ①人件費積立資産 □ ②修繕積立資産 □ ③備品等購入積立資産	○254 通知 1(3)
①積立資産の積立を行っているか。	いる・いない		
(3)次の①～⑦の要件をすべて満たしているか。 (第一段階の要件)	いる・いない	○下表の①～⑦の□にもチェックしてください。	○254 通知 1(2)

- ①児童福祉法第45条第1項の基準が遵守されているか。
- ②委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されているか。
- ③給与規程が整備され、適正な給与水準が維持されているなど人件費が適正に運用されているか。
- ④給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているか。
- ⑤保育所保育指針を踏まえ、処遇上必要な設備が整備されているなど児童の処遇が適切であるか。
- ⑥理事長等の役員、施設長、職員が国等の行う研修会に参加するなど資質の向上に努めているか。
- ⑦保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないか。

①積立資産を目的以外に使用する場合には、宇都宮市（子ども政策課）と協議を行っているか。	いる・いない 該当なし	
---	----------------	--

点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠規定
ウ 弹力運用 (第二段階)			
(1)委託費を保育所の整備等の経費に充当する場合 ①委託費を次表に掲げる経費に充当しているか。	いる・いない	○充当していれば、委託費の弾力運用を実施していることになります。	○254 通知 1(4), 別表2

【254通知 別表2】保育所等	充当額
①保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費	
②保育所等の土地又は建物の賃借料	
③上記①・②の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出	
④保育所等を経営する事業に係る租税公課	
合 計	

②充当額は、処遇改善等加算の基礎分(以下「改善基礎分」)の範囲内となってい るか。 ③次の①、②の要件をすべてを満たして いるか。 (第二段階の要件)	いる・いない 該当なし	○改善基礎分 円 ※算出方法がわからない場合は市保育課(028-632-2393)までお問い合わせいただき、必ず記入してく ださい。	254 通知 1(4), 別表1 ○255 通知 4
	いる・いない	○委託費の弾力運用を行うための要件(□にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> ①イ(3)(第一段階の要件)を満たしているか <input type="checkbox"/> ②次のいずれかの事業を実施しているか <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【254通知 別表1 概要】 <input type="checkbox"/> 延長保育事業 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 低年齢児の積極的受入(乳児3人以上受入等) <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の支給対象障害児の受入 <input type="checkbox"/> 家庭支援推進保育事業 <input type="checkbox"/> 休日保育加算の対象施設 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 </div>	
	いる・いない 該当なし	○新たに保育所を経営する事業を行う設置者の場合、 開設初年度は認められません。	
	いる・いない 該当なし	○提出年月日: 年 月 日	

点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠規定
エ 弹力運用 (第三段階) (1)委託費を子育て支援事業及び社会福祉施設等の経費に充当する場合 ①委託費を次表に掲げる経費に充当しているか。			○254 通知 1(5), 別表 3・4
	いる・いない	○充当していれば、委託費の弾力運用を実施していることになります。	
【254 通知 別表 3】 子育て支援事業			充当額
①子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費			
②上記①の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出			
合 計 (A)			
【254 通知 別表 4】 社会福祉施設等			充当額
①社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費			
②社会福祉施設の土地又は建物の賃借料			
③上記①・②の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出			
④社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課			
合 計 (B)			
②充当額は、改善基礎分の範囲内となっているか。	いる・いない 該当なし	○充当額(A)+(B) 円 ○改善基礎分 円 ※ご不明な場合は市保育課 (028-632-2393) まで ○委託費の弾力運用を行うための要件(チェックしてください。) □ ①イ(3)(第一段階の要件)を満たしているか □ ②ウ(1)③(第二段階の要件)を満たしているか □ ③保育サービスの質の向上に関する次の要件(i～iii)をすべて満たしているか i 各会計基準に基づく資金収支計算書等が保育所に備え付けられ、閲覧に供されていること ii 第三者評価加算の認定を受けサービス向上に努めている、又は苦情解決のための第三者委員を設置し、苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行っていること ○苦情内容及び解決結果の公表方法を記載	○「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日雇児発第0507001号他) ○「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日児発第575号他) ○256 通知 問12 ○255 通知 4
③次の①～③の要件をすべて満たしているか。 (第三段階の要件)	いる・いない	iii 処遇改善等加算の賃金改善要件(キャリアパス含む)を満たしていること ○新たに保育所を経営する事業を行う設置者の場合、開設初年度は認められません。	

点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠規定
④充当額が限度額を超えた場合、宇都宮市（子ども政策課）に収支計算分析表を提出しているか。	いる・いない 該当なし	◎提出年月日： 年 月 日	○254 通知 5(2) ②、別表 6
(2)委託費を保育所等及び子育て支援事業の経費に充当する場合			○254 通知 1(5)、別表 5・3
①委託費を次表に掲げる経費に充当しているか。	いる・いない	○充当していれば、委託費の弾力運用を実施していることになります。	

【254 通知 別表 5】 保育所等	充当額
①保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費	
②保育所等の土地又は建物の賃借料	
③①・②の経費に係る借入金の償還のための支出	
④保育所等を経営する事業に係る租税公課	
合 計 (A)	

【254 通知 別表 3】 子育て支援事業	充当額
①子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費	
②の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出	
合 計 (B)	

②充当額は、委託費の3か月分までとなっているか。	いる・いない 該当なし	◎充当額(A)+(B) 円 ◎委託費 <table border="1"><tr><td>年間総額(C)</td><td>円</td></tr><tr><td>3か月分(C) ÷ 4</td><td>円</td></tr></table>	年間総額(C)	円	3か月分(C) ÷ 4	円	○255 通知 4
年間総額(C)	円						
3か月分(C) ÷ 4	円						
③弾力運用の要件を満たしていますか。（第三段階の要件）	いる・いない	○委託費の弾力運用を行うための要件は、(エ)(1)③（第三段階の要件）と同じです。 ○新たに保育所を経営する事業を行う設置者の場合、開設初年度は認められません。	○254 通知 5(2) ②、別表 6				
④充当額が限度額を超えた場合、宇都宮市（子ども政策課）に収支計算分析表を提出しているか。	いる・いない 該当なし	◎提出年月日： 年 月 日					

点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠規定
(3)保育所経費に充てるための積立			○254 通知 1(6)
①積立資産の積立を行っているか。	いる・いない	<p>○次の積立を行った場合は、弾力運用に該当します (□にチェックしてください)。</p> <p><input type="checkbox"/> ①人件費積立資産</p> <p><input type="checkbox"/> ②保育所施設・設備整備積立資産</p>	
②弾力運用の要件を満たしているか。 (第三段階の要件)	いる・いない	<p>○委託費の弾力運用を行うための要件は、(エ(1)③第三段階の要件)と同じです。</p> <p>○新たに保育所を経営する事業を行う設置者の場合、開設初年度は認められません。</p>	○255 通知 4
③積立資産を目的以外に使用する場合には、宇都宮市(子ども政策課)との協議又は理事会での承認を得ているか。	いる・いない 理事会承認 該当なし	<p>○社会福祉法人及び学校法人が、上記(第三段階の要件)を満たす場合は、理事会の承認を得れば宇都宮市との協議は不要です。</p>	○255 通知 5

2 前期末支払資金残高の取扱い [254 通知 3]

(1)前期末支払資金残高の取り崩し			○254 通知 3(1)				
①前期末支払資金残高を取り崩しているか。	いる・いない	<p>○取り崩していれば、委託費の弾力運用を実施することになります。</p>					
②取崩額が当該施設の事業活動収入額(予算額)の3%以下となっているか。	いる・いない 該当なし	<p>○取崩額 <u>円</u></p> <p>○事業活動収入額(予算額)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業活動収入額 (A)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>A × 3%</td> <td>円</td> </tr> </table>	事業活動収入額 (A)	円	A × 3%	円	
事業活動収入額 (A)	円						
A × 3%	円						
③取崩額が3%を超えている場合、宇都宮市(子ども政策課)と協議を行っているか。	いる・いない 該当なし	<p>○取崩額が、その年度の当該施設の事業活動収入計(予算額)の3%を超える場合は、宇都宮市(子ども政策課)との事前協議が必要です。</p> <p>○取崩額が3%以下の場合は、事前協議の省略が可能です。</p>	○254 通知 3(1)				

点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠規定								
(2)前期末支払資金残高の経費充当 ①前期末支払資金残高を右記の経費に充当しているか。	いる・いない	<p>◎以下の経費に充当していれば、委託費の弾力運用を実施していることになります（□にチェックしてください）。</p> <p><input type="checkbox"/> ①保育所を設置する法人本部の運営に要する経費 <input type="checkbox"/> ②同一の設置者が運営する社会福祉事業及び子育て支援事業の運営、整備等に要する経費 <input type="checkbox"/> ③同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、整備等に要する経費</p>	○254 通知 3(2)								
②弾力運用の要件を満たしているか。 (第三段階の要件)	いる・いない	○委託費の弾力運用を行うための要件は、(1 エ(1)③ 第三段階の要件)と同じです。									
③宇都宮市（子ども政策課）との協議又は理事会での承認を得ているか。	いる・いない 理事会承認 該当なし	○社会福祉法人又は学校法人は、理事会の承認を得れば宇都宮市（子ども政策課）との協議は不要です。									
(3)当期末支払資金残高は、委託費収入の30%以下となっているか。	いる・いない	<p>◎委託費収入額に対する当期末支払資金残高の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託費収入決算額 (A)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>当期末支払資金残高 (B)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>比率 (B ÷ A)</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○当期末支払資金残高は、運営費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものです。</p>	区分	金額	委託費収入決算額 (A)	円	当期末支払資金残高 (B)	円	比率 (B ÷ A)	%	○254 通知 3(2)
区分	金額										
委託費収入決算額 (A)	円										
当期末支払資金残高 (B)	円										
比率 (B ÷ A)	%										
3 委託費の管理・運用 [254 通知 4]											
(1)各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付を行っているか。	いる・いない	○同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外の貸付は一切認められません。	○254 通知 4(2) ○256 通知 問14, 問15								
(2)上記貸付は年度内に清算しているか。	いる・いない 該当なし										

点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠規定												
4 委託費の使途範囲・弾力運用を超える支出等 [254 通知 5]															
(1)当期積立支出及び資金収支差額合計が、当該保育所拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%を超えていないか。	いない・いる	<p>◎資金収支計算書(保育所拠点)から転記してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業活動収入計 (決算額) (A)</td><td>円</td><td></td></tr> <tr> <td>当期積立金積立 支出金額(B)</td><td>円</td><td>(B)+(C)</td></tr> <tr> <td>当期資金収支差 額(C)</td><td>円</td><td></td></tr> <tr> <td>(B+C) ÷ A</td><td>%</td><td></td></tr> </table>	事業活動収入計 (決算額) (A)	円		当期積立金積立 支出金額(B)	円	(B)+(C)	当期資金収支差 額(C)	円		(B+C) ÷ A	%		○254 通知 5 (2)④, 別表 6
事業活動収入計 (決算額) (A)	円														
当期積立金積立 支出金額(B)	円	(B)+(C)													
当期資金収支差 額(C)	円														
(B+C) ÷ A	%														
(2)当期積立及び資金収支差額の合計が限度額を超えた場合、宇都宮市(子ども政策課)に収支計算分析表を提出しているか。	いる・いない 該当なし	◎提出年月日 : _____年_____月_____日													